

令和6年2月14日招集

令和6年2月

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議 案 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合

提 出 議 案 一 覧

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 2 号	滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第 3 号	滋賀県後期高齢者医療広域連合第 5 次広域計画の作成について	7
議案第 4 号	令和 5 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）	8
議案第 5 号	令和 5 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	9
議案第 6 号	令和 6 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	1 0
議案第 7 号	令和 6 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	1 1
議案第 8 号	滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて	1 2

（備考） 次に掲げる議案書については、別冊にて調製しております。

議案第 3 号 滋賀県後期高齢者医療広域連合第 5 次広域計画

議案第 4 号 令和 5 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算書（第 2 号）

議案第 5 号 令和 5 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 3 号）

議案第 6 号 令和 6 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算書

議案第 7 号 令和 6 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算書

議案第1号

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月14日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福井正明

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第3条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 専門職(一) 規則で定める免許を有し、専門的な業務に従事する者

(3) 専門職(二) 規則で定める免許（前号に規定する免許を除く。）を有し、専門的な業務に従事する者

第8条第1項中「（以下「基準日」という。）」を「（以下この条から第10条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）」に改め、同条第2項中「100分の127.5」を「100分の122.5」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第10条の2 勤勉手当は、第8条第1項に規定する期末手当の支給を受けることができる会計年度任用職員に対して支給する。

2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員に対し、当該会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても同様とする。

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、広域連合長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、広域連合長が支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前項の勤勉手当基礎額は、第8条第3項の規定により算定された額とする。

5 前2条の規定は、第2項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第9条中「前条第1項」とあるのは「第10条の2第2項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第10条の2第2項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第10条の2第2項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

別表専門事務職(一)の項及び専門事務職(二)の項を次のように改める。

専門職（一）	滋賀県給与条例別表第4イ医療職給料表（2）に定める1級50号の給料月額
専門職（二）	滋賀県給与条例別表第4ウ医療職給料表（3）に定める2級36号の給料月額

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 2 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 1 4 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福 井 正 明

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条中「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7年度」に、「100分の8.70」を「100分の9.56」に改める。

第8条中「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7年度」に、「46,160円」を「48,604円」に改める。

第9条中「660,000円」を「800,000円」に改める。

第11条第1号ア中「財政安定化基金拠出金及び」を「財政安定化基金拠出金、」に改め、「よる拠出金」の次に「及び法第124条の2第1項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による流行初期医療確保拠出金等」を加え、同条第3号中「総額は、被保険者均等割総額」の次に「の48分の52に相当する額」を加える。

第13条第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同条第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第3条 令和6年度において、滋賀県後期高齢者医療広域連合が次の各号のいずれかに該当する被保険者（次条の適用を受ける被保険者を除く。）に対して課する保険料の賦課限度額については、改正後の条例第9条中「800,000円」とあるのは、「730,000円」とする。

（1） 昭和24年3月31日以前に生まれた者

（2） 令和7年3月31日以前に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の認定を受け、被保険者の資格を有している者（前号に掲げる者及び昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた者で75歳に達した後に、当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなったものを除く。）

- 第4条 令和5年の基礎控除後の総所得金額等が580,000円を超えない者に対して課する令和6年度における所得割率については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例により算定するものとする。
- 2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、保険料の賦課限度額は670,000円とし、後期高齢者負担率は100分の12.24とする。
- 3 第1項の場合における所得割率は、100分の8.84とする。

議案第3号

滋賀県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画の作成について

滋賀県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画を別冊のとおり作成することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月14日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福井正明

議案第4号

令和5年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第2号)

令和5年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)を別冊
のとおり提出する。

令和6年2月14日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福井正明

議案第5号

令和5年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和5年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和6年2月14日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福 井 正 明

議案第6号

令和6年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和6年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年2月14日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福井正明

議案第7号

令和6年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年2月14日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福井正明

議案第8号

滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の
同意を求めることについて

下記の者を滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に選任することについて、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月26日滋賀県指令自振第4号）第12条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月14日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福井正明

記

氏名	住所	生年月日
吉田和司		